

# 今後の環境コンシェルジュ制度(仮)の 展開について(案)

## 第3回検討会でご議論いただきたい内容

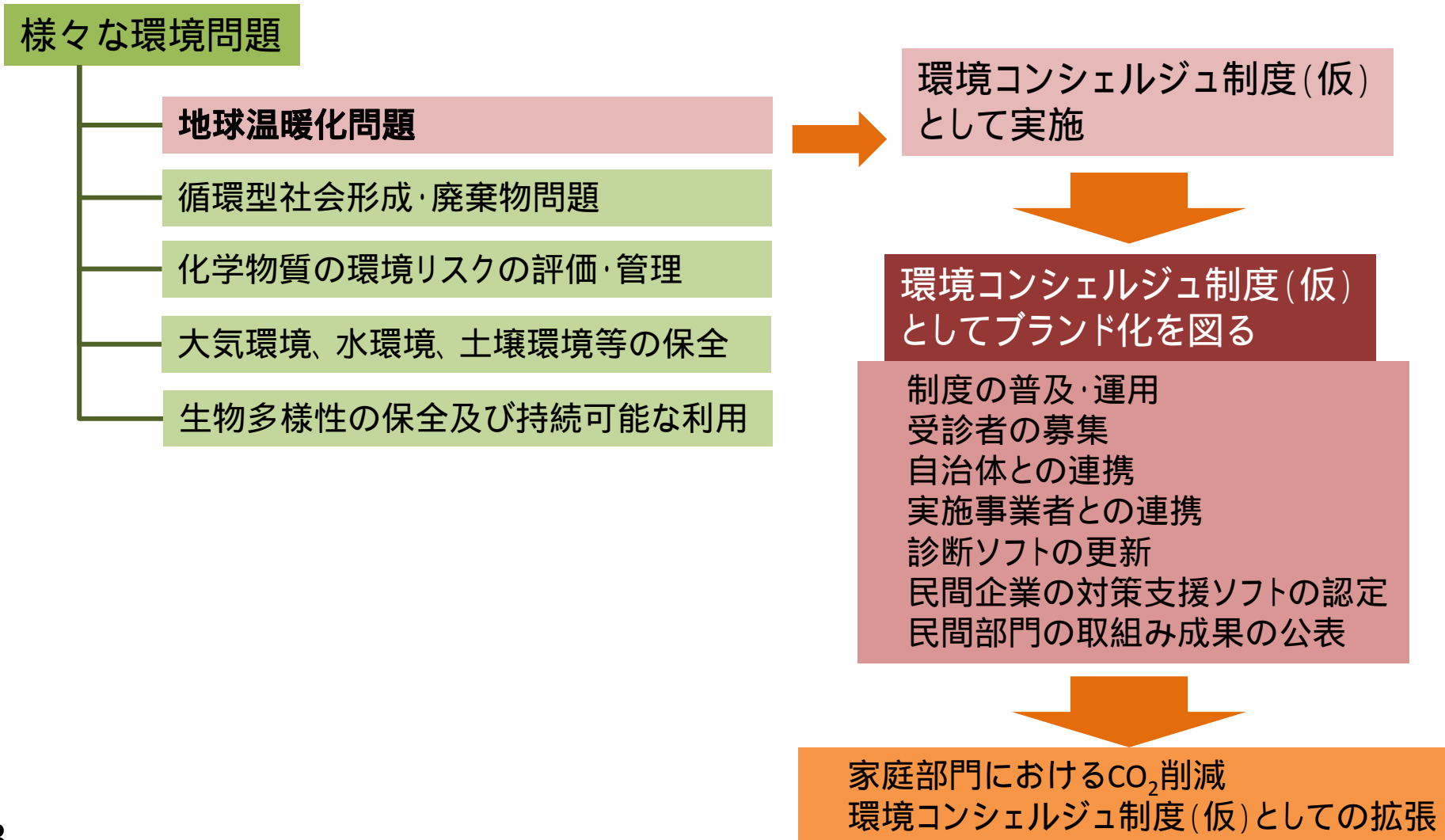
---

- 議論1 . 環境コンシェルジュ制度(仮)で取り扱う範囲および制度のネーミングについてご議論いただきたい。( 1-3 )
- 議論2 . 平成26年度以降の運用スキームと実施主体の拡大の仕組みについてご議論いただきたい。( 3- -1、 3- -2 )
- 議論3 . うちエコ診断ソフトの改善方針についてご議論いただきたい。( 3- -2 )
- 議論4 . 制度の本格的運用に合わせて、リスクへの対応方針についてご議論頂きたい。( 4-1、 4-2、 4-3 )

# 議論1 . 環境コンシェルジュ制度(仮)の取扱う範囲とブランド化

当面、環境コンシェルジュ制度(仮)とし、取り扱う環境問題の範囲として、家庭部門における省CO<sub>2</sub>に係わる範囲の事柄を扱うものとする。

将来的に、他の問題を扱う制度と併せて、環境コンシェルジュ制度(仮)としての拡張を検討する。



# 議論1 . 制度のネーミングの考え方について(案)

従来使用していた「環境コンシェルジュ制度」から、制度のイメージのしやすさ、他の制度との連携を見据えて新たなネーミングとすることが必要である。

従来の名称

環境コンシェルジュ制度(仮) (資格名:環境コンシェルジュ)

従来の「うちエコ診断」のステージから制度へのブラッシュアップが必要である。

制度では、「住まい」と「暮らし方」の両輪で提案を行っている。

他の制度との連携がしやすいように制度のネーミングを決める必要がある。

制度のブランディングと合わせてネーミングを決める必要がある。

「コンシェルジュ」のイメージが一般的にわかりづらい。

「環境」のイメージからは、廃棄物の分野含めて環境全般のイメージがある。

ネーミングで診断のイメージができるようにすべきである。

事業の範囲は、地球温暖化問題とし、家庭への対策提案を目的とする。

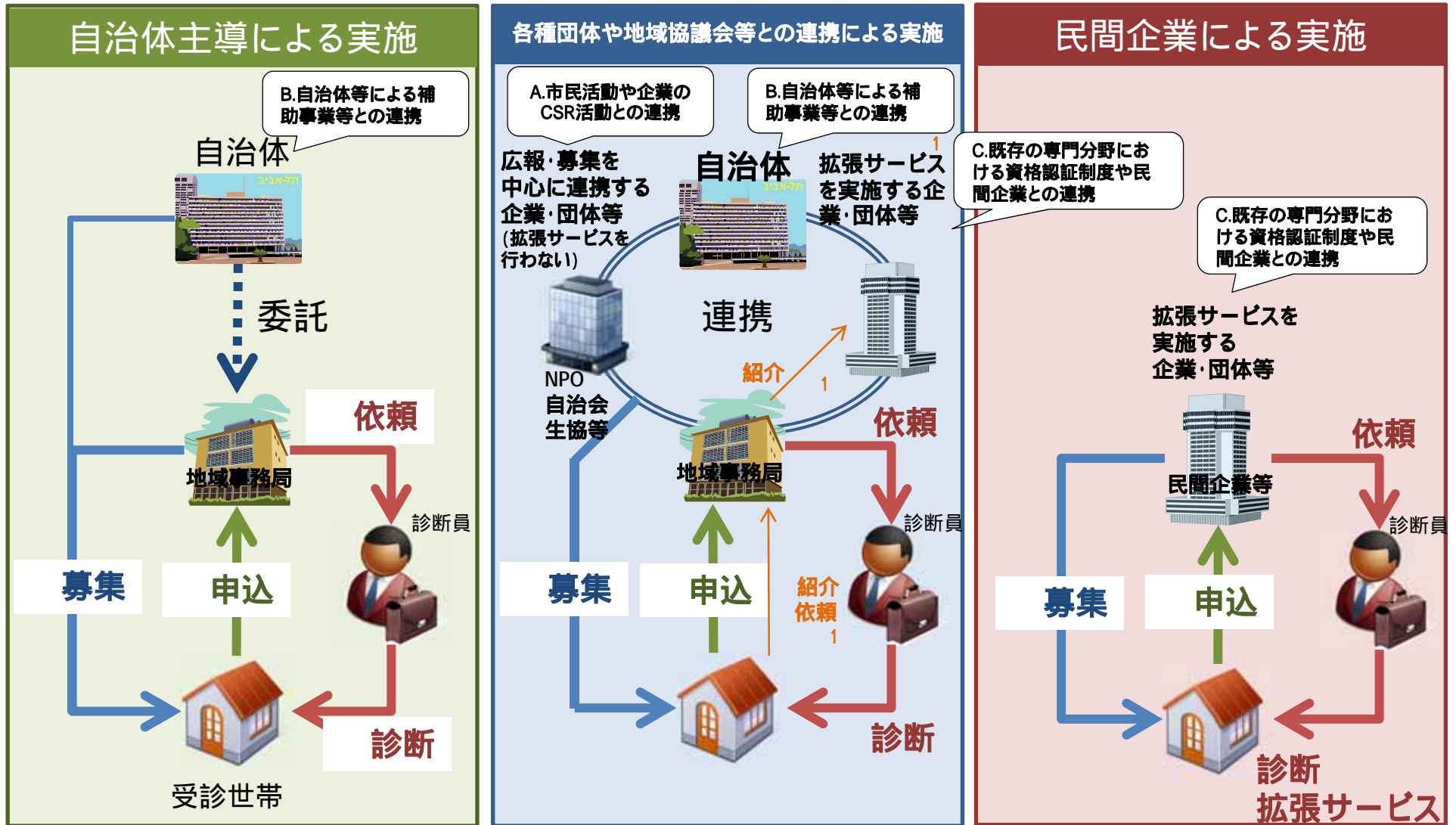
従来の名称から、新たな制度のネーミングに変える必要があるのではないか。

新名称(案)

家庭エコ診断制度(仮) (資格名:家庭エコ診断士)

# 議論2 . 実施スキームと実施主体の多様化

3つの実施スキームに応じた形態で、自治体、民間企業及び様々な他の制度との連携を図る。



1: 地域協議会等との連携による実施においては、拡張サービスを実施する企業・団体等との連携が可能な場合にのみこれらの企業を紹介を実施する。なお、これらの企業・団体等との連携が無い場合は拡張サービスを実施しない。

## 議論2 . 実施主体の拡大・診断士の多様化(案)

診断主体としてだけでなく、受診主体や広報・募集主体としての連携を広く検討する。方策の一つとして国や自治体等の制度に組み込むことで、受診者人数の増加を見込む。また、他の専門分野との制度連携が可能になれば、これらの専門分野の資格保持者を診断士として連携することが可能となり、さらには資格保持者のユーザを受診者と捉えることが可能となることから、他の資格制度や各種の補助事業等との連携を早急に検討する必要がある。

### A. 市民活動や企業のCSR活動との連携

- ・例えば、自治会等における低炭素まちづくり活動など市民活動等との連携による受診世帯の募集
- ・例えば、生協などの受診者候補を抱える団体との連携
- ・例えば、企業の地域への貢献として、従業員への受診推進や地域事務局との連携による受診世帯の拡大

連携

うちエコ診断の認知度向上や受診世帯の募集

+

うちエコ診断

### B. 自治体等による補助事業等との連携

- ・エコアクションポイント制度(例:秋田県)
- ・太陽光発電施設設置に関する制度の申請時(例:兵庫県)
- ・例えば、耐震診断の実施時に受診(静岡県で検討中)

連携

各種申請の手続きの申請要件

+

うちエコ診断

### C. 既存の専門分野における資格認証制度や民間企業との連携(1級スペシャリストに該当)

- ・例えば、住宅リフォーム支援等制度に関する資格
- ・例えば、民間企業実施によるうちエコ診断の実施と拡張サービスの実施
- ・例えば、地域連携としての拡張サービスの実施(紹介先としての協力)

連携

うちエコ診断

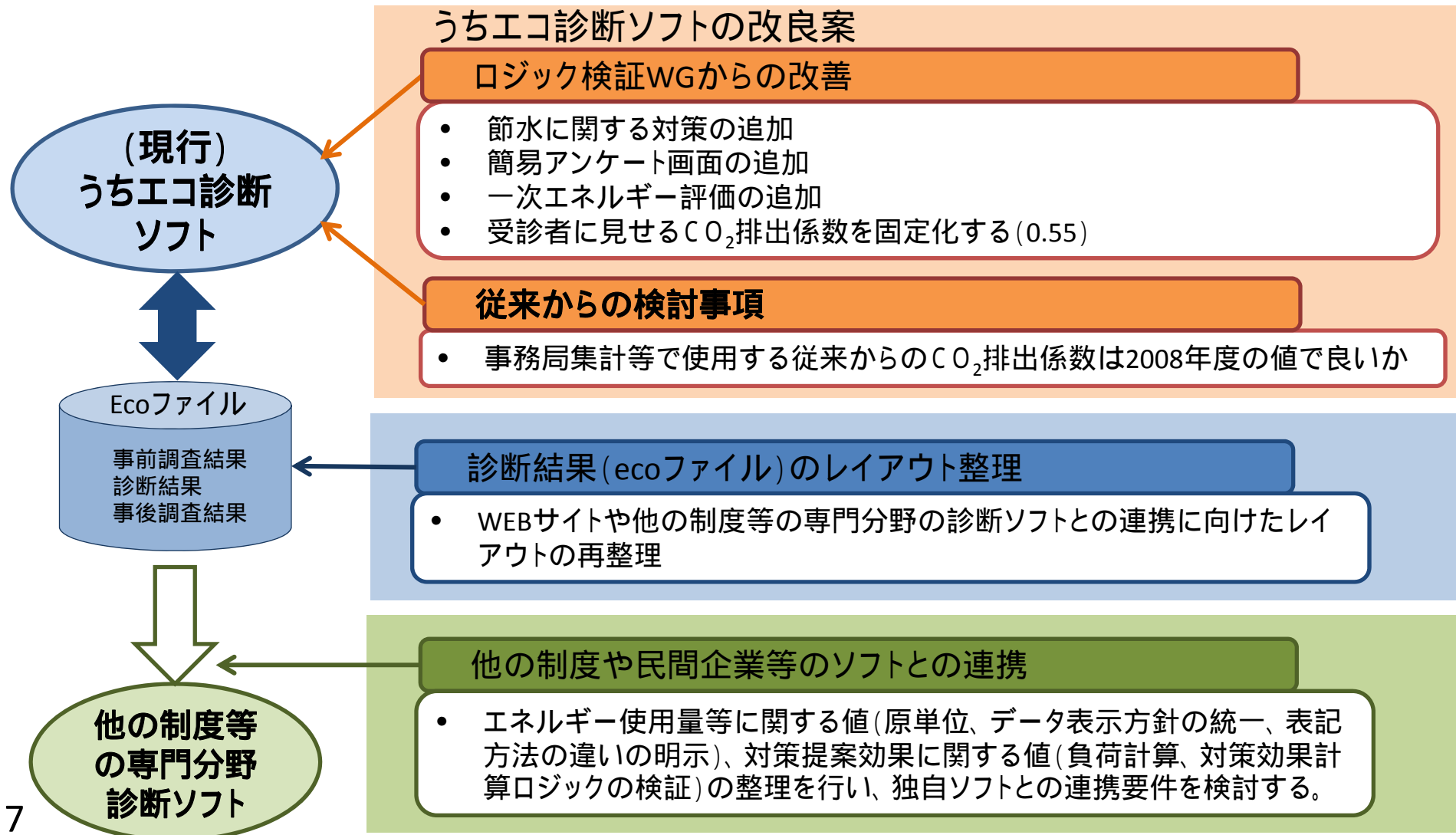
+

1級スペシャリストの専門分野の情報提供(場合によっては、制度または企業独自ソフトを使用)

モデルケースを幾つか選定し、体制の構築から実施までの流れについて、平成26年度の立ち上げに向けた準備の参考にさせていただくために情報発信を行う。

# 議論3 . うちエコ診断ソフトの改良および独自ソフトとの連携方針(案)

- ・ うちエコ診断ソフトロジック検証WGの議論を受けて、現行のうちエコ診断ソフトに対して、ロジック検証WGからの改善、診断結果のレイアウト整理、他の制度や民間企業等のソフトとの連携を予定。
- ・ 民間企業が独自でソフトを持っている場合は、本年度の検証結果を受けて、どのように要件を整理し連携していくか引き続き検討を行う。



# 議論4 . 事業リスクに対する対応方針(案)

事前対応策としては、体制整備(窓口の明確化、規程・運用フロー等)と手続きを周知(研修等にて)。発生時の対応として、第三者機関の活用と事例周知による再発の防止。

事業リスク	想定される事態		対応策(案)	
			事前対応策	発生時の対応
苦情対応	・制度全般への苦情・意見		・制度の見直し ・連絡体制の構築(窓口の明確化)	・連絡体制に沿った早急な報告と対応 ・事例集の作成
	・倫理規定違反		・倫理規定の構築 ・更新研修における倫理規程の周知 ・連絡体制の構築(窓口の明確化)	・連絡体制に沿った早急な報告と対応 ・事例集の作成 ・認定の取り消し検討
	・消費者問題	・押売り ・特商法違反	・拡張サービス実施者&機関の定義の明確化 ・拡張サービス手続きの構築(事前・移行) ・実施者&機関に対する更新研修での手続きの徹底 ・更新研修における消費者問題研修・事例紹介 ・連絡体制の構築(窓口の明確化、連携先の強化)	・連絡体制に沿った早急な報告と対応 ・ <b>第三者機関等との連携</b> ・ <b>地域の弁護士会との連携</b> ・ <b>国民生活センターとの連携</b> ・ <b>消費生活センターとの連携</b> ・ <b>ADR認定機関<sup>1</sup>との連携</b> ・認定取り消しの検討
		・拡張サービス時のトラブル	・更新研修における手続きの周知 ・更新研修における消費者問題研修・事例紹介 ・違反に対する取り消し規程の明確化 ・連絡体制の構築(窓口の明確化、連携先の強化)	
個人情報保護	・個人情報の漏えい		・個人情報保護ガイドライン( )に準拠した <b>規程・運用フローの作成</b> ・実施者&機関に対する更新研修での <b>手続きの徹底</b> ・管理システム(Web)のセキュリティの確保 <small>環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(H21.12.10告示)</small>	・連絡体制に沿った早急な報告と対応 ・事例集の作成 ・認定取り消しの検討
	・個人情報の毀損			
試験問題の作成	・問題の事前漏洩		・作成委員会でのお願い(委員名は秘匿) ・作成された問題の管理(印刷先への周知) ・試験監督官への周知(手順書の作成)	・検討中

<sup>1</sup>: ADR(Alternative\* Dispute Resolution) : 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」に基づき「裁判外紛争解決手続」を実施することを法務大臣により認証された機関。例として、国民生活センターや日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会等がある。



# < 参考 > . 家庭エコ診断制度(仮)の実施スキーム

地域に根ざしたスキームと民間によるスキームに大別し、それぞれ3つの枠組みに集約する

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
診断区分	家庭エコ診断推進基盤整備事業			家庭エコ診断制度(仮称)の自立化
	診断の検証と民間試行	実施スキームの検証	基盤整備	
地域に根ざした診断	<p>効果検証のための診断実施 (うちエコ診断の気候別検証と実施率の評価)</p>	<p>自治体主導による試行事業</p> <p>効果検証のための診断実施</p> <p>地域の協議会による試行事業</p>	<p>自治体主導による実施</p> <p>地域協議会等との連携による実施</p>	<p>自治体主導による実施</p> <p>地域協議会等との連携による実施</p>
民間企業による診断	<p>民間企業によるエコ診断の試行</p> <p>民間企業によるフィージビリティスタディ</p>	<p>民間企業によるエコ診断のサービス化</p> <p>民間企業による既存顧客への試行実施</p> <p>民間企業による独自診断との連携</p>	<p>民間企業による実施</p>	<p>民間企業による実施</p>

# < 参考 > 平成25年度事業全体スケジュール(案)

